

## 議会運営委員会

令和5年8月25日（金曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長 中 里 康 寛  
委 員 森 本 彰 伸  
委 員 星 宏 子  
委 員 相 馬 剛

副委員 長 鈴 木 伸 彦  
委 員 益 子 丈 弘  
委 員 平 山 武  
委 員 中 村 芳 隆

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

議 長 山 形 紀 弘

副 議 長 眞 壁 俊 郎

### 説明のための出席者)

市 長 渡 辺 美 知 太 郎  
副 市 長 藤 田 一 彦  
総 務 課 長 後 藤 明 美  
行政担当GL 渡 辺 英 俊

副 市 長 渡 邊 和 明  
総 務 部 長 後 藤 修  
総 務 課 長 補 佐 佐 藤 吉 将

### 出席議会事務局職員

事 務 局 長 高 久 修  
議 事 課 長 補 佐 小 高 久 美  
兼 庶 務 係 長 主 査  
( 係 長 級 ) 室 井 理 恵  
主 査 石 田 篤 志

議 事 課 長 相 馬 和 男  
議 事 調 査 係 長 長 岡 栄 治  
主 査 飯 泉 祐 司

### 議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
  - ・ 委員 長
  - ・ 議 長
  - ・ 市 長

### 3. 協議事項

#### (1)令和5年9月那須塩原市議会定例会議について

##### ①提出案件について

○市長提出案件…………… 37件

・補正予算案件 9件

・条例案件 6件

・契約案件 1件

・財産の取得案件 1件

・財産の処分案件 1件

・計画案件 1件

・決算認定案件 9件

・報告案件 10件

(即決案件) 件

(追加案件) 件

○議会提出案件…………… 1件

・特別委員会の設置 1件

(即決案件) 件

(追加案件) 件

##### ②議案に対する質疑・討論について

##### ③会派代表質問(通告会派 2会派)について

##### ④市政一般質問(通告者 14人)について

##### ⑤会議日程について

○会議日程は9月1日(金)から 月 日( )までの 日間

○日程(別紙案)

#### (2)9月定例会議の対応について

○別紙資料参照

#### (3)大型ディスプレイの利用について(議会活性化特別委員会報告)

#### (4)会派代表質問の検討について

#### (5)視察テーマについて

#### (6)研修テーマについて

#### (7)本会議における議員間討議について

#### (8)生成AI(OpenAI社が提供するChatGPT等)のガイドライン策定について

#### (9)その他

次回開催

議会運営委員会 月 日( ) 時～ 場所

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○中里委員長 それでは、ちょっと開会に先立ちまして、今日傍聴者が1人お見えになっております。委員会条例の第17条に委員会は公開を原則としておりますということですので、許可したいというふうに思います。

それでは始めてよろしいでしょうか。

おはようございます。

これより議会運営委員会を開会したいと思います。



◎委員長挨拶

○中里委員長 開会に先立ちまして、私より御挨拶申し上げます。

この7月、8月、各地域で一気にお祭り、お盆、盆踊りでしょうか、一気に開催されております。コロナ禍、コロナ後ということで、通常にイベントも戻りつつあるのかなということで、そういった風景がよかったと思う反面、地域に携わっている方々、市長はじめ議長もですけれども、この夏の暑さと相まって大変だったのではないのかなと思っております。どうか体調には御留意いただければというふうに思います。

さて、本日は9月定例会議が協議事項となっておりますので、皆さんにおかれましては慎重審議のほうお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。



◎議長挨拶

○中里委員長 それでは、続きまして、議長より一言御挨拶いただきたいと思います。

○山形議長 皆さん、おはようございます。

暑い日が続き、あと1週間ということで9月に入ります。夏の甲子園も市長の母校の慶応が優勝して本当におめでとうございます。校歌を歌うたびに帽子をとると長髪でいた姿を見ると懐かしいやら、私は坊主でいて時代とともに変わってきているなというふうなことで、高校野球も少しずつ変わってきているなというふうなことを受けました。

また、今定例会議でございますが、9月1日に議員からはっぴの着用ということで、牛乳の日の9月2日に合わせて牛柄のはっぴで議会を盛り上げようというふうなことで、議会全体、そして執行部におかれましては、御協力いただき、執行部の皆さんもはっぴを着て、ハッピーになろうというふうな解釈でいいのかなと思うので、御協力ありがとうございます。

また、明日は私と眞壁副議長でLRTのほうの発車式、約686億円ですか、総工費をかけて造った後の費用対効果と運用等その辺のランニングコスト、そういったものも非常に大変ではないのかなというふうなことも考えられます。まちづくりにつながる部分が那須塩原市にもあるのではないのかなといった何かヒントがあれば私と眞壁副議長とちょっと聞いてきたいなと思います。

また、働き方改革と言いながらも、大谷翔平選手が3月から酷使して右ひじの靭帯断裂というわけではないですけれども、やはり適度な栄養と静養と休憩は必要だなというふうなことを思っております。

この夏は本当に非常に暑かった夏でございますので、皆様におかれましては体調管理に十分留意していただいて、9月からの定例会議に臨んでい

ただきたいと思います。

以上でございます。

○中里委員長 ありがとうございます。

---

◇

◎市長挨拶

○中里委員長 続きまして、市長に御挨拶いただきたいと思います。

○渡辺市長 議長のお話が野球のネタが多かったんですけども、まさか私の母校が甲子園で優勝するなんて本当にあり得ないというか、正直考えられないことでした、新聞でも選手の皆さんは野球よりも勉強についていくのが大事だと言っていますけれども、本当に大げさではなくて、甲子園に行くのでさえあり得ない、優勝するなんて考えられないなと思っていて、本当に世の中は何が起きるか分からないというふうに思いました。

髪形の話をしていただきましたけれども、野球といえどやはり坊主のイメージがある中で、髪形は結構これで何か一石を投じるのかもしれないとかいろいろ思ってしまったんですけども、本当にでも何か生きているうちにいろいろなことが起きるなというのがすごく感じました。

昨日は栃木県の政策懇談会で、新聞ではふるさと納税の話だったんですけども、結構かなり議題、長くなったのがクビアカツヤカミキリですか、桜の木とかに食害を及ぼす外来種なんですけれども、これが大田原まで出てしまったということで、本当に県南ではかなりもう桜とかにもやられると伐採しなければいけないということで、足利市長なんてうちのまちは子供たちがもう臭いで分かるみたいなレベルらしくて、どこかの群馬県のまちは、1匹捕まえたら50円とか結構なんかかなり身近な問題になりつつありまして、さくら市の市

長なんかかなり危惧をされておりまして、知事がやはり栃木県より北になると桃とかサクランボ、やはり桃やサクランボにも大きな被害を及ぼすので、栃木県より北へ出してはまずいということで、かなり話題になっていましたけれども、やはり温暖化が進んできて今までなかったような、日本では見なかったようなやはり生物だったりとかそういう問題も増えてきておりまして、いろいろな何が起きるか分からないという、いい部分もあるし、大きな課題もありますので、やはりコロナ5類になって何でもかんでも元に戻ったわけではないなというふうに感じております。予測困難な未来ではありますけれども、しっかり対処していきたいと思っております。

今回市議会定例会議に御提案申し上げますのは、令和5年度補正予算案件6件、条例の制定、一部改正及び廃止案件6件、財産の取得関係1件、財産の処分案件1件、計画案件1件、令和4年度決算認定案件9件、継続費精算報告書の報告案件10件の計37件であります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とします。

○中里委員長 ありがとうございます。

---

◇

◎協議事項

○中里委員長 それでは、3の協議事項に入りたいと思います。

(1)令和5年9月那須塩原市議会定例会議について。

まずは、①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

部長。

○後藤総務部長 それでは、よろしくお願いいたします。  
ます。

令和5年9月那須塩原市議会定例会議に提案を  
予定しております市長提出案件につきまして御説  
明をさせていただきます。

今回、提出を予定しております案件は、ただい  
ま市長が申し上げましたとおり37件となりますの  
で、各案件の取扱いにつきまして御審議くださ  
いますようよろしくお願いいたしますと思います。

なお、過日の議員全員協議会におきまして説明  
させていただいた案件につきましては、本日の説  
明を省略させていただきたいと思います。

また、付議事件の一覧表をお配りしております  
ので、件名の読み上げは省略しまして、表の番号  
と議案番号のみを申し上げたいと思います。

それでは、初めに、番号1、議案第74号から番  
号9、議案第82号までの令和5年度補正予算案件  
9件を提出いたします。

次に、番号10、議案第83号から番号15、議案第  
88号までの条例の制定、一部改正及び廃止案件6  
件を提出いたします。

次に、番号16、議案第89号、財産の取得案件1  
件を提出いたします。

次に、番号17、議案第90号、財産の処分案件1  
件を提出いたします。

次に、番号18、議案第91号、計画案件1件を提  
出いたします。

次に、番号19、認定第1号から番号27、認定第  
9号までの令和4年度決算認定案件9件を提出い  
たします。

次に、番号28、報告第18号、継続費精算報告書  
の報告についてでございます。

本件につきましては、馬術競技会場整備工事に  
係る令和4年度那須塩原市一般会計継続費精算報

告書について、地方自治法施行令第145条第2項  
の規定により報告するものでございます。

こちらにつきましては、本工事は、令和2年度  
から実施しておりまして、全体計画額4億7,061  
万9,000円に対しまして実績額が4億6,250万  
6,000円となったものでございます。

次に、番号29、報告第19号から番号33、報告第  
23号までの専決処分の報告案件5件を報告いたし  
ます。

これらの5件は、地方自治法第180条第1項の  
規定によりまして、損害賠償の額の決定及び和解  
について専決処分をいたしましたので、同条第2  
項の規定により報告するものでございます。

まず初めに、報告第19号でございます。

本件は、令和5年3月17日、那須塩原市関谷地  
内で市職員が使送文書運搬のために公用車を発進  
させた際に相手側車両と出会い頭に衝突し、お互  
いの車両を破損したものでございます。

両者協議の結果、市側20%、相手側80%の過失  
割合で示談が成立しまして、市から相手方に損害  
賠償金1万7,578円を支払いまして、今後この件  
に関して双方決して異議を申し立てないことで和  
解が成立をいたしました。

次に、報告第20号です。

本件は令和4年10月9日、那須塩原市西岩崎地  
内で相手側車両が市道細竹穴沢線を走行していた  
ところ、道路上の穴に左前輪が落ち、タイヤを損  
傷したものでございます。

両者協議の結果、市側60%、相手側40%の過失  
割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金  
7,164円を支払いまして、今後この件に関して双  
方決して異議を申し立てないことで和解が成立を  
いたしました。

次に、報告第21号でございます。

本件は、令和5年6月12日に那須塩原市槻沢地

内で相手側車両が市道槻沢通り線を走行していたところ、道路上の穴に左前輪が落ち、タイヤを損傷したものでございます。

両者協議の結果、市側30%、相手側70%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金6,375円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立をいたしました。

次に、報告第22号です。

本件は、令和4年11月10日、那須塩原市無栗屋地内で相手側車両が市道笹沼無栗屋線を走行していたところ、パッチングの補修したアスファルトが車両に付着したものでございます。

両者協議の結果、市が60%、相手が40%の過失割合で示談が成立しまして、市から相手方に損害賠償金14万8,564円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立をいたしました。

次に、報告第23号です。

本件は、令和5年6月12日、那須塩原市槻沢地内で相手側車両が市道槻沢通り線を走行していたところ、対向車の後輪が道路上の穴に落ちた際の飛び石により車両を損傷したものでございます。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金21万1,567円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立をいたしました。

次に、番号34、報告第24号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和4年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、番号35、報告第25号 教育に関する事務

の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

本件は、教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によりまして、令和4年度に教育委員会が実施した教育行政に関する主な取組内容の成果等に関しまして、点検及び評価を行った結果について報告するものでございます。

最後に、番号36、報告第26号及び番号37、報告第27号の放棄した私債権の報告について2件でございます。

これら2件は、那須塩原市債権管理条例第14条第1項の規定により、私債権を放棄したもので、同条第2項の規定により報告するものでございませぬ。

初めに、報告第26号です。

本件は、令和4年度那須塩原市一般会計における私債権を放棄したものであり、放棄した私債権は、学校給食費57件、97万8,781円であります。

次に、報告第27号です。

本件は、令和4年度那須塩原市水道事業会計における私債権を放棄したものであり、放棄した私債権は、水道料金423件、123万3,354円であります。

以上、37件の案件につきまして市議会定例会への提出を予定しております。

よろしくお願ひ申し上げまして、市長提出提案の説明とさせていただきます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○中里委員長 即決案件はございますか。

○後藤総務部長 即決案件はございません。

○中里委員長 それでは、議案の取扱いについてお諮りいたします。

報告案件10件を除く27件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。  
部長。

○後藤総務部長 追加議案といたしまして最大で2件を予定してございます。

専決処分報告についてということで、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

専決処分の報告につきましては、本定例会議中に最大で2件の示談の見込みがございます。市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には追加議案として提出したいと考えております。

以上、2件よろしく願いいたします。

○中里委員長 ただいまの追加案件の説明に対しまして、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中里委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

追加の専決処分の報告案件2件については、先例のとおり、最終日に報告を受けることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

課長。

○相馬議事課長 議会提出案件について御説明いたします。

予定案件は、発議第5号 決算審査特別委員会

の設置についての1件でございます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの議会提出案件については、初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件の追加案件はございますか。  
課長。

○相馬議事課長 ございません。

○中里委員長 分かりました。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回2会派からの通告がございます。



質問の方法については、先例のとおり答弁を含め1会派70分以内とし、質問の順序は会派人数の多い順で、会派人数が同数の場合は通告受付時の抽せん結果によることとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回14名の通告者がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程（案）がありますので、事務局から説明願います。

課長。

○相馬議事課長 会議日程について御説明いたします。

資料の日程（案）を御覧ください。

期間は9月1日金曜日から22日金曜日までの22日間としております。

次に、表のほうを御覧ください。

休会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日、9月1日は、再開、日程報告、議案の提案説明、決算審査特別委員会の設置を予定しております。

次に、4日は、会派代表質問を2会派行う予定としております。また、当日午後5時を質疑通告書の締切りとしております。

次に、5日、6日、7日は、市政一般質問を各

日4人行う予定としております。

次に、8日は、一般質問を2人行い、また議案質疑、議案の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、11日から14日までは、各常任委員会及び決算審査特別委員会による付託議案等審査を予定しております。

また、14日午後5時を討論通告書の締切としております。

次に、21日、議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後1時30分から、決算審査特別委員会全体会を午後2時30分から行う予定としております。

最後に、22日は、各委員長報告、質疑、討論、採決、散会を予定しております。

そのほか冒頭議長の挨拶でもお話しありましたが、9月1日牛柄はっぴの着用ということでございます。

説明は以上です。

○中里委員長 課長。

○相馬議事課長 発言の訂正お願いいたします。

説明の中で議員全員協議会の日付を22日と申し上げましたが、正しくは21日でございます。訂正いたします。

○中里委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会議日程については、別紙（案）のとおり、9月1日金曜日から9月22日金曜日までの22日間とし、会派代表質問2会派については、9月4日に、市政一般質問14人については、9月5日から7日までの3日間に4人ずつ、8日は2人とし、議案質疑は8日金曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように

取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限については、9月4日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については、9月14日木曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、9月21日木曜日午前10時から議員全員協議会を、午後1時30分から予算常任委員会全体会を、午後2時30分から決算審査特別委員会全体会を予定しておりますので、お含みいただきますようお願いいたします。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にございませんが、今定例会議について、その他として執行部から何かございますか。

○後藤総務部長 ございません。

○中里委員長 委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 それでは、この後議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした、ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○中里委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)9月定例会議の対応についてに入ります。資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、資料のほう配信させていただきました9月定例会議の対応についてでございます。

着座で説明させていただきます。

9月定例会議につきましては、先回6月定例会議とほぼ同じ形での進行を予定してございます。

1、本会議及び委員会での執行部説明につきましては、簡潔な説明をするようお願いいたします。

また2番の質疑の通告制でございます。こちら先例のとおり行いますが、今回の定例会議におきましては、決算案件、そして計画案件1件ございますので、そちらについてが通告の対象となります。

3番、4番、5番につきましては、これまでどおり通常どおりの扱いとすることといたします。

また、6番、委員会の場所及び中継についてでございます。今回9月11日、12日、13日と委員会の開催を予定してございます。こちらにつきましては、議場、第4委員会室、303会議室をローテーションで使用しまして、議場を使用した常任委員会につきましては、中継を行いたいと考えてございます。

また、7番、予算常任委員会全体会、決算審査特別委員会全体会、そして全協ですけれども、こちらについてもこれまでどおり議場で行いたいと思っております。

そして、8番、こちら新しい今日議長のほうからおっしゃっていただきました牛柄はっぴの着用についてでございます。確認になりますけれども、議会初日9月1日に皆さん所有していただいております牛柄はっぴを着用し、また中には議会ポロシャツを着用いたしまして、本会議を実施するというところで予定をしているところです。

内容については以上でございます。

○中里委員長 説明が終わりました。  
質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 次に、次第(3)大型ディスプレイの利用についてに入ります。

議会活性化特別委員長から報告がございますので、よろしくお願いたします。

益子委員長。

○益子議会活性化特別委員長 着座にて失礼いたします。

ただいま議題に上がりました大型ディスプレイ運用について、議会活性化特別委員会より御報告を申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

大型ディスプレイの仕様についてでございますが、今見ていただいているとおりの仕様でございます。

運用方法でございます。

設置場所でございますが、ふだん置いてある場所といたしまして、第3委員会室、こちらを想定してございます。

使用用途でございますが、1と2の2つがございます。

まず初めに、①議場での資料提示、こちらを主に会派代表質問ですとか、一般質問とか議会関係ですね、研修会なども想定してございますが、そのような折、使用させていただくとそういった運用を考えております。

2つ目といたしまして、②の委員会室での資料提示でございます。こちらは委員会等で所管の事務調査、また執行部の資料の提示の際、あるいは

打合せですとか、議員の皆さんが資料を提示したい旨がありましたらその際に使っていききたい、また併せて行政視察などで説明する際、こちら使用させていただきたい、またビデオ会議、また会派での打合せなどに想定してございます。

3の予約方法でございますが、委員会室の予約同様、事務局にてサイボウズで管理したいと存じます。

補足といたしまして、4番でございますが、①の使用場所、これは庁舎内に限るので、原則庁舎の議会があります4階を想定してございます。

②でございますが、執行部への貸出といたしまして、前段この運用に当たり以前に執行部のほうから大型ディスプレイお借りしておったり、そういった関係でございます。また、執行部に関しても1台どうしても使いたいという場合がありますので、その際使えないということになりますとやはり業務に差し障りございますので、そういった観点からも執行部内に申出があれば利用を可とするというようなことでございます。

5の使用上の注意でございますが、御覧のとおりのことを想定してございます。

6でございます。会派代表質問、一般質問についてでございますが、こちらは事前の準備する都合もございますので、使用する場合は議長宛てに資料提示の許可願、併せて質問の前々日の12時までにいき、併せてデータをサイボウズで送付いたします。これは前日のうちに本会議等使用する際には、操作テストを行う都合ございまして、併せてこちらの管理を運用しやすいような方向で図っていきたいところでございます。

内容につきましては、これ議会側に限らず社会通念といたしまして、著作権、肖像権、個人情報などに配慮していただく、あとこの下に記載のとおりこちらにも注意事項がございます。併せて後

ほど御覧、お目通しを願いたいと思います。

後ほどのページは、この設置に当たりましてのイメージをつかみやすいような方向で写真を何点か提示してございますので、併せて後ほど御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

相馬委員。

○相馬委員 4番の②、執行部への貸出は可ということになっておりますが、その際に申込みの優先順位といたしますか、執行部が例えば1か月前ぐらいから申込みしてありましたとなった場合には、優先順位は議会と執行部でどのようになるのか決定はしているのでしょうか。

○中里委員長 益子委員長。

○益子議会活性化特別委員長 御質疑ありがとうございます。

その点でございますが、先般の委員会の中でもお話が出ました。1か月前にということで今御提示ございましたが、その際もあくまでもその議会で使うということになりますれば、議会を優先させていただきたいと存じます。あわせてその執行部のほうもその会議の内容等重要性ですね、そういうようなものを総合的に勘案して運用を決めていきたいということでございますが、あくまでも議会在運用するというのであれば議会側が優先というそのような位置づけでございます。

以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑等はございますか。

相馬委員。

○相馬委員 一般質問の際申出ということになりますが、2日前というと、例えば火曜日にやるとな

った場合には、実際には金曜日ということになる  
そういう理解でよろしいですか。

○中里委員長 益子委員長。

○益子議会活性化特別委員長 今御指摘にあったと  
おりでございます。

○中里委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○中里委員長 なければ、今後議会運営委員会では、その資料の提示に係る届出様式の改正や申合せ事項の改正、実際に議場に設置したときに傍聴者や周辺の議員、執行部等への影響などについて検証をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、(4)会派代表質問の検討についてに入りたいと思います。

まず初めに、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 前回の議運から会派代表質問の在り方ということで、議論をいただいております。御議論していただく中で、ちょっと議会の年間スケジュールをあらかじめ検討している状況ですとか、そういったところを勘案しますと、本年度の今後令和6年3月、各会派代表質問5会派が全てそろそろ令和6年3月のまずは取扱いを議運のほうで御決定いただきまして、それ以降の会派代表質問については、こうあるべきだということをまたその後に議論する、まずは令和6年3月の取扱いを決定いただき、本来の在り方というものをまたその後に議論をいただくというような議論の進め方をさせていただければと思っております。

まず資料のほうをお送りさせていただきました。ちょっと前回の振り返りということで、試算1と試算2で、ちょっと今までのスケジュールとちょっと変えたスケジュールということで、ちょっと

提示をさせていただきました。

その中で会期の決定は議会がするのではないかとといった御意見いただきました。ちょっと中段より下ですけれども、確認のほうさせていただきました。会期の決定、こちらについては、那須塩原市議会会議規則第5条のほうに会期は、毎回の初めに議会の議決で定める、また通年議会を導入している本市におきましては、定例会議の会議日程をこの議運で決めているということで、あくまで議会側が議会のスケジュールを決定するというのはこちらの例規上の定めている内容となります。

ということで、前回もちょっとお話をさせていただきました。今年度の令和5年度のスケジュールというのは実は今年の1月、2月ぐらいにはもう決定をしているということがありまして、市長はじめ議長の方のスケジュールを年間でちょっと押さえさせていただいているという現状がございます。

そういったことをちょっと加味していただきまして、この下段です。令和6年3月定例会議の議会運営委員会の実施に向けた、今回だけの実施に向けた議論をいただければと考えております。

まずこちらの点の初めですけれども、これは事務局からのお願いです。先ほどのスケジュールの都合上ということで、実は会派代表質問の日程のほうを1会派ということで予定しております。あくまで昨年1月ということで、会派が増えるという前提でスケジュールを組んでないというのももちろんございます。そういったところも加味いただきまして、会派代表質問を1日での実施をお願いしたいと考えてございます。ですので、1日で5会派の実施をお願いできればと考えております。

そして点の2番目です。これまでの御議論の中でこの試算1の一番上のほうですね、順番2の会派代表質問をしていただいている方というのが午

前中と午後と時間が分かれている、こちらについて解消を図るかどうか、解消する方法として、時間の繰上げです。試算2のほう、9時半から始めますと約5時5分までには終えられるといったところのこういった繰上げを今回するかどうか、この部分を御議論いただければと思っております。

前回の話の中で休憩時間の検討といったところもあったんですけども、今回令和6年3月につきましては、この部分はまたこの時間を検討すると一般質問をどうするかといったまたその質問の調整が必要になってまいりますので、休憩時間については、今回は考慮しないということで、令和6年3月の会派代表質問の実施方法について議運のほうで本日御決定をいただければありがたいと考えてございます。

説明は大丈夫でしょうか。すみません、以上となります。

○中里委員長 ただいま説明が終わりました。

皆様から何か質疑、御意見等はございますか。

来年度の3月の会派代表質問についてということでございます。

スケジュールが令和6年3月までは例年と同様、市長及び議長の方のスケジュールが押さえてあるということで、できれば会派代表質問を令和6年3月までは1日で会派代表質問をお願いしたいということでもあります。

については、2番目の質問時間を考慮した試算2の1、休憩時間を15分とするか10分とするかを決定いただきたいというふうに思っております。

係長。

○長岡議事調査係長 私の方で説明が足りなくて、休憩時間が結果の中で令和6年3月の中でどの時間でやってほしいかというのが事務局からの提案、次させていただきます。試算の真ん中のターンをちょっと見ていただきまして、今のスケジュー

ール、左側の休憩15分と書いてある部分、これを現在の10時開会のものを30分だけ繰り上げた場合、そうした場合には2番目の質問の方が午前中に終わられるというふうになります。ここで時間を分割しているものが1回で終わられるというふうな対処方法がございます。そして、4番まで3時40分まで通常であればやれると、それにプラスもう1会派実施した場合は、5時5分までの5時以降になりますと延刻が必要になります。延刻をした上で5時5分までで実施すると、またその改良版ということで、2点目の案になります。休憩15分（改良版）が右側のほうを御覧いただきまして、3番目の1時5分再開する部分を休憩時間を55分、5分だけ短くさせていただければ1時から再開しまして、5時には終わられるというふうなスケジュールが組めるのではないかとということで、事務局としてはこのどちらかの案を、できれば改良版のほうを5時まで、会議規則で定める5時までには終わられるということではいいのかなど、改良版ではいかがかなといった御提案となります。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

試算2のこの休憩15分、改良版ということでそういうふうにさせていただきたいというふうに考えておりますが、皆様から質疑、御意見等がございますか。

益子委員。

○益子委員 今御説明伺いました。委員長おっしゃるとおり、この説明いただいたものに関しまして、先ほどあったように市長、議長のスケジュール、年間スケジュールの都合上、また想定していない部分ですね、4会派であったものを5会派ということで、代表質問の日程が1日実施させていただきたいというのを事務局の報告受けました。また、あわせて現在のスケジュールで試算の2あります

とおりで、開始時間の繰上げをやってそれが必要ということではありますが、終了の延刻の部分、こちらが改良版にいたしますと想定5時以内には実施が可能ということ、これを行えばスムーズだということの説明受けましたので、こちら我々のほうでとれる最大の一歩の解決策になるのかと思います。

その後、またそのスケジュールの部分で後ほどこの3月定例会議の部分は後ほど決定するというような説明も受けましたので、併せて試してこの改良版で行ってはどうかと思えます。

私は以上です。

○中里委員長 御意見ありがとうございます。

そのほか質疑、御意見等はいかがでしょうか。

森本委員、どうぞ。

○森本委員 ちょっと聞きたいんですけども、休憩時間の検討15分、10分というのと一般質問の検討と併せて行うということで、今回は考慮しないということなんですけれども、今回一般質問の検討ができない理由みたいのがあるんですか。

○中里委員長 今回できない理由というよりは、まずは会派代表質問の検討だけにしようということで、正副のほうでちょっと話し合いました。といいますのも、一般質問と会派代表質問の時間のことが入り交じって勘違いになって考えしまうこともあるため、まずは代表質問にだけ区切って考えたいということになりました。

森本委員。

○森本委員 その場合、例えば15分、10分を15分ですよと決めてやった場合に3月にこれを決定した後、次に一般質問やるときに10分にしようという話になった場合にこの会派代表質問の在り方も変わってきちゃう可能性ってないですか。

○中里委員長 会派代表質問はあくまで会派代表質問、一般質問はあくまで一般質問でありますので、

その辺はなくて大丈夫かなというふうに思いました。

森本委員。

○森本委員 そうするとこれで15分でこの形で改訂版で決まりました、次一般質問のほうのときに10分がいいですという話になった場合には、会派代表質問の日は15分、一般質問の日は10分ということになっていきますか。

○中里委員長 そういうこともあるかもしれないです。

係長。

○長岡議事調査係長 その森本委員のほうおっしゃる話も十分分かるんです。ただ議論の順番としては、まず令和6年の3月を決定いただいた後、その後に会派代表者として本来どうあるべきかという御議論をいただきたいと思います。その中で一般質問の時間も併せてこのぐらいあるべきという、令和6年3月以降のところ本来あるべきものを想定し、会派代表質問の決定後、一般質問の検討をして併せて実施できるようなそういうふうなスケジュールで考えられてはどうかというふうに思っています。

一般質問が例えば10分にされたという場合も実施時期も、またそこも議論が必要だと思うんですけども、あくまでさかのぼって時間を変えろというわけではなくてまたそこも併せて決めると、何か伝わりますか。ごめんなさい。

○森本委員 伝わります。

○長岡議事調査係長 一般質問も例えば10分にしましたと、さかのぼって令和6年3月を変えればという議論を……。

○森本委員 そういうわけじゃないです。そこは言っていないです。

○長岡議事調査係長 それ以降の話、併せてそこは令和6年3月以降の在り方としてまたこの後に検

討していくというふうに考えております。

○中里委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、3月はこれでやりますと、6月以降検討をした場合に検討するのは全部検討し直すのか、それとも一般質問だけを検討するんですか、6月以降の。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 全定例会議についての在り方というのを検討したいと思っていて、年間スケジュールの関係上、来年度のスケジュールと立てるのには、今年度中にその在り方を決定しないと来年度のスケジュールは組めないということがございますので、今年中12月までに代表質問、そして一般質問の在り方両方を検討したい、決めたいというふうに考えております。

○中里委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、令和6年度は休憩時間を15分で通すということですね。一般質問も代表質問も、令和6年はもう検討しない、令和6年度中に全体の休憩時間をどうしようかということを考えるということですね。だから休憩時間が代表質問と一般質問が違くなることはないということですね。だって15分しかあり得ない、一般質問は変えないんだから、代表質問は15分というふうに決まっているわけだから、令和6年度に関しては休憩時間は変更はないわけですか。

○相馬委員 令和6年の3月議会だけの話なんです。

○森本委員 だけれども、それを12月までに決めないと令和6年度は変えれないという、12月までに決めないと変えれないんだからこれが決まった場合には今年中に一般質問を変える可能性もあるということではないですね。3月までこれでやるということは、令和6年3月まではこれでやると決めるということは、今年度中というか、今年中にこれを決めるということは、令和6年度は15分で

通しますということですね。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 6年度、6年度ということは、令和6年の6月定例会議以降については、新しい考え方で進めましょうという。

○森本委員 だから今年中に決めないといけないでしょう。

○益子委員 令和6年の6月定例会議以降のものを今年中に決めなくちゃならないけれども、あくまでも3月の定例会までのやつは仮にそれでやりますけれども、その後のことについての運営は今後皆さんで話し合いをします。

○森本委員 今年の12月までにもう1回10分にするか15分にするかと検討するということですか。

○益子委員 それも含めてですね。

○森本委員 今年中だよ。令和6年度を10分にしましょう、と決をとった場合にはまた変わる可能性があるということですか。それ2回やる意味ってあるんですか。

○鈴木副委員長 これは代表質問の3月議会の限定でそれ以外は来年のために今年度中に決めましょうということですか。

○中里委員長 中村委員。

○中村委員 今議論を聞いていますと、休憩時間を10分でずうっと今後受けるのかどうか、15分なければいけないのかというのが大きな課題点の一つになってくる可能性がありますよね。そうしますと、15分で通してくるということを考えれば、そうすれば現行の5分を何が文句あるのかという感じになるので、延刻なんかしょっちゅうあり得る場合があるので、5分ぐらいの遅れということを心配するのであれば、この資料2の2番ぐらいで統一しておいて3月まで一般質問15分休憩でいってという可能性を探るのもいいでしょうし、いや事前に10分休憩で1回やってみようかという試しでやれ

ばこの3番目の5時ぴったりに終わりよというものを選択できる可能性があるんですが、やはり我々議会が休憩を今後ずうっと何分とれるのが一番ベターなのかということをもとにこれは議会運営上、一つ決めておくということは、このどれをやるかということの肝になってくる可能性があるんで、それは別問題でとりあえず3月分を決めましょうというのであれば、もうこの資料2のうちのどちらかを選ばなければいけないので、今森本委員が言われましたのは、一般質問は15分でこの代表質問は休憩10分ですかというような問題になりかねないので、一つはやはり整理しておくべきことです。であれば5分延長することが果たして議会運営上、難しいのかということを考えれば何ら心配ないと、議長が一言時間が来ましたから終わりませんので変更しますと一言言うことで決定するわけで、これが50分も1時間も変更するような案をつくるのであれば難しいものもありますが、じゃなかったら一つのモデルとして10分休憩でやってみようか5時までにとりあえずこれを皆さんの議論によって決めていく、そういうふうに分けて決めていいわけですね。そういうふうにして委員長、どうですか。どちらがベターかという、将来的には休憩とは何だよというものになってくるかと思いますが。

○中里委員長 御意見ありがとうございます。

まずは、議論がちょっと……。

山形議長。

○山形議長 すみません、実は今日県北の5市の議長会議があるので、そちらのほうで今日実は主催が那須塩原市でやらせていただいて、矢板とさくら市と那須烏山市はどうだろうと、議長さんが皆さん来るので、その中で実は議員間討議の在り方とあと陳情・請願の在り方と全員協議会の在り方ということで僕が問題提起して、何かいいものが



あればフィードバックして議会運営委員会の皆さんにお諮りして何かやっていきたいなというようなお話も聞いたので、今日その休憩時間についても各市議会がどんなふうに行っているかということで、ちょっと聞いてきますので、今後の参考にさせていただければありがたいなということで、そういうことです。

○中里委員長 今やっている議論というのは、次年度令和6年度のことでなくて、あくまでも令和6年3月定例会議、今年度の3月定例会議の話しているという前提で話を進めていただければなというふうに思っております。

12月については、恐らく会派代表質問は5会派が立つということはないだろうという今までのデータ上で出ておりますので、恐らくないだろうというふうに思います。

令和6年3月の定例会議については、恐らく全会派が会派代表質問するのではないかという中で今議論を進めております。その会派代表質問の休憩時間、代表質問の進め方、この令和6年3月定例会議に限っての話であります。

試算2の改良版、休憩15分というところを見ていただければというふうに思います。9時30分に開始を繰り上げて10時40分まで、それから休憩を15分挟んで10時55分から12時5分、お昼の休憩時間を12時5分から13時までの55分間、今までは60分間でしたけれども、55分間にしたいというのが案でございます。13時から14時10分までの70分、15分休憩を挟みまして14時25分から15時35分までを15分間休憩としまして、15時50分から17時までのこういう形で令和6年3月定例会議の代表質問はこういう形で実施させていただきたいというふうに思っておりますが、それについて皆さんからそのほか御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

平山委員。

○平山委員 委員長が言うとおりの誤解があるので、1日で終わらないと、これは試しで今回やってみようということですよ。これで9時半開会でいろいろなことで悪くないかと、一般質問については、時間の繰上げも何も5人しかできないでしょう。30分繰り上げて6人はできないよね。そっちまでは考えてないでしょう。だとすれば、会派代表質問の問題だけなので、今回試しでそういうやり方をしてどうなるかということを見てそれでやっていくしかないんじゃないですか、1日で終わらせたいとしたなら。

○中里委員長 中村委員。

○中村委員 いろいろ話を聞きますと、今平山委員が提案されました5時ぴったりで終わるので1回試しにやってみる形でいいんじゃないかと思えます。

○中里委員長 ありがとうございます。

○平山委員 休憩時間お昼5分縮んでも問題ないでしょう。5時に終わりにすれば延刻も何もないし、それが一番いいと思います。

○中里委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 そのほかなければ、令和6年3月定例会議の会派代表質問は、試算2改良版の休憩15分という形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないということでありがとうございます。

係長。

○長岡議事調査係長 想定としましては、それ以降の在り方の実は資料なんかもちょうと用意はさせていただいたんですけれども、やはり結構議案も

ありますので、また次回再度本来の在り方というものを検討いただくこととして、今回はこれまでのテーマで終わりという形にしてはどうかと思います。

○中里委員長 そのような形で進めさせていただきます。

では続きまして、(5)視察テーマについてに入りたいと思います。

こちらまず最初から事務局から説明をお願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 すみません、皆様から視察についてのアンケートの御回答いただきましてありがとうございます。

先ほどお送りさせていただきましたのは、アンケートの結果をまとめたものとなります。一番左側、視察したいテーマということでいただいた御意見としましては、一番上、委員会代表質問、そして代表的な市として可児市を挙げています。

続きまして、市政課題公聴会の視察をしてはと、場所については大津市、ほかにも市はあるかもしれないですけども、提案いただいたのが大津市ということです。

最後に、議選監査の活用ということで、鎌倉市、可児市、あきる野市、この3点についてアンケートのほうを御回答いただきまして、集計をさせていただきました。

内容については以上となります。

○中里委員長 ありがとうございます。

視察したいテーマを皆さんに挙げていただきました。

それで視察したいテーマが3つほど挙がっております。挙げていただいた委員の方からちょっと改めて詳しく説明いただければというふうに思います。

まず、最初に可児市、視察先可児市を挙げていただいた委員の方は。

○森本委員 私です。

○中里委員長 森本委員、ちょっと簡単に説明お願いできますか。

○森本委員 委員会代表質問というのは、取組項目の2-2の中にある部分でもあるんですけども、私も常任委員会の委員長を2回目、福祉教育常任委員長をさせていただいて、今総務企画常任委員長をやらせていただいているんですけども、その中で常任委員会でテーマを研究したりとか視察に行ったりとか、市民の声を聞いたりとかしている中で、それを執行部に提言していくという提言書を提出しているんですけども、議事録に残る形であったりとか、リアルタイムで質問をしていくというものを市民にも見せるという意味でも、委員会代表質問というのは効率的というか、しかも効果的なものではないかなというふうな思いが前からありまして、委員会代表質問ぜひやりたいなというふうに前から思っていました。それを可児市はもう既にやっているの、ほかにも京都市とかもやっているところあるんですけども、その中でも可児市というのは先進的な市で、視察の受入れとかも慣れている部分があるし、そこで勉強させていただくというのは、本市にとってとか、本議会にとっても委員会代表質問を今後行っていく、また行わないという考え方もあるかもしれませんが、そういう検討をしていく上でも有効な視察になるのではないかなということで、可児市でこの委員会代表質問についての視察というものを行わせていただいて、実際に行っているところでどんな効果が上がっているのか、執行部であったりとか、議員の考えはそこにどんなふうに考えているのかとか、そういうものを実際に行って聞くことによって資料で見る以上

の効果があるのではないかなと思って視察先としていいかなと思って答えました。

○中里委員長 ありがとうございます。

続いて、市政課題公聴会……。

○森本委員 これも私です。

○中里委員長 お願いいたします。

○森本委員 これ市政課題公聴会、普通の公聴会とちょっと違うんですね。公聴会やっているところほかにもいっぱいあって、実は普通の公聴会のところも聞きに行くのもいいかなというふうに思っています。

この市政課題公聴会というのは、もちろん期待する成果のところにも書いたんですけども、いわゆる議事案件でなくても結局いろいろな議論が上がって、市民の間で議論が上がっていることでこれどうしたらいいんだろう、市民の賛否が分かっているなんていうときに議会が主催で公聴会を開いて市民の声をまずは聞く、議事で上がってなくても、そういうことをやっているのがこの大津市なんですね。ちょっと珍しい取組でもある、議事案件に関しての公聴会というのはやっているところ結構あると思うんですけども、議事に関しないところであっても聞けるという部分でこの公聴会、市政課題公聴会というのは、ちょっと特徴的で調べてきて検討するに値する取組ではないかなと思って選びました。

あわせて普通の公聴会をやっている、うちは公聴会もやってないので、併せて普通の公聴会やっているところも調べてないんですけども、行くのもいいのかなというふうに思っております。

○中里委員長 ありがとうございます。

続きまして、議選監査を生かすということでテーマいただきました。

こちらは星委員、ちょっと簡単に説明をお願いいたします。

○星委員 これは取組実行の中に入っております9番、議選、議会選出監査委員の在り方の検討ということで出ているもので、やはり決算というところでしっかり審議を深めるところでは、議選監査委員のその監査の中で気づいたこと、また議会として取り組まなければいけない課題で、できましたらそちらのほうをしっかりと私たちも決算のときに生かしていけるようなことを取り組んでいったらいいかと思ひまして提案をさせていただきました。それをやっているのが鎌倉市、可児市、あきる野市だったので、今回挙げさせていただきました。

以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

視察時期については、正副議長の公務、それから平山委員の監査の予定を考慮しますと、来年の1月22日から1月24日、このあたりに実施をしたいというふうに予定をしたいと思います。

皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 では、この視察の実施については、向こう方の受入先が受入れていただけるかどうか、あるいは予算などもございますので、正副のほうに一任いただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

では続きまして、(6)研修テーマについて入りたいと思います。

こちらまず最初に事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○長岡議事調査係長 それでは、こちら研修テーマについてのアンケートもありがとうございました。いただきましたものを集約したのになりますけ

れども、右から2番目の研修テーマのところを御覧いただければと思います。

まず1番目、議員活動のコンプライアンスについてというのを挙げていただきました。また、続きまして議会と監査の在り方について、そして3番目に議員間討議の活性化、そして4番目に生成AIのChatGPTとか、マイクロソフトのbingか、Bardとかあるんですけども、そういった生成AIの活用について、この4点について御報告案いただきました。

以上となります。

○中里委員長 こちらも委員から挙げていただきました。

すみません、1から4までこれ挙げていただいた議員の方のちょっと具体的にもう一度説明していただいてよろしいでしょうか。

まずNo.1、森本委員、お願いいたします。

○森本委員 法令遵守ということで、研修ということなので、全体に皆さんのスキルを上げられればいいかなというふうに思ったものですから、法的な知識は意外と難しく、公職選挙法知らないで済まなかったりとか、あと例えばさっきもディスプレイのありましたけれども、著作権の問題だったりとか、その辺で議員活動の中で意外とちょっと悪いと思ってないけれども、あれ今回よかったんではなかったっけというのが多いと思うんですね。そういうものでやはり共通認識ではないですけども、そこはしっかりこれはいいことですよ、これはやっちゃいけないですよということをある程度理解するという意味でコンプライアンスという部分を法令遵守ですね、この部分を勉強するというのとは一つ効果があることかなと思って、スキルを上げるという意味で挙げさせていただきました。

○中里委員長 ありがとうございます。

では続いてNo.2です。議会選出監査委員についての議会全体での理解が足りない、議選監査の在り方について。

○森本委員 2番、私です。

○中里委員長 お願いします。

○森本委員 先ほど星委員が視察で議選監査委員の生かし方ということで学ぶというのがあったんですけども、確かに視察で勉強するというのも一つだと思います。それとアカデミックな形でこれネットで調べたんですけども、同志社大学の大学院のソーシャル研究所のほうでこの研究をしているということで、議選監査委員というものの在り方であったりとか、それを議会にどう生かしていくのかだったりとか、それとか守秘義務の範囲だったりとか、そういう部分とかというのは結構難しく、一般企業でも監査やったことある人は分かっているよという人もいるかもしれませんが、監査やっていない議員のほうにはるかに多いので、その部分というのをほかの議員が理解するという意味で、この議選監査委員の研修を議員全体で聞くというのには価値があるのかと思ってこの研修を挙げさせていただきました。

○中里委員長 ありがとうございます。

続いて、No.3議員間討議のことについて、こちらは星委員、お願いいたします。

○星委員 これはやはり議員間討議力をつけるということで、去年前年度長内紳悟氏にも入っていただいて、議員間討議というのはどういうことなのかということやうたったと思うんですが、あれはフォーラムのときですね、やっていただいたので、今度は踏み込んだ話、那須塩原市の市議会の中でもしっかりとそれをまた定着させるということで挙げさせていただきました。

以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

続きまして、No.4です。ChatGPTのことに関する、これは副委員長ですね。

鈴木副委員長、お願いします。

○鈴木副委員長 最近よくテレビとかで話題になっているChatGPTなのですが、議員の皆さんも使っている人いると思うんですけども、今日のニュースだったか、茨城県の小学校全学校の児童には学校で教えるそうです。使い方などどういうふうに使ったらいいんだとか、教えるそうですけれども、議員としてはせっかくこういう新しいのができて国でも推している中で、どうやったら使えるか、便利、こんな使い方があるよとかそういうことをちょっと詳しい話というか、そういう方に聞くだけではなくて、いろいろなことを使い方を学ぶことで議員活動の足しになるのではないかなということで、レベルのまだ余りなじみがない人もいるし、かなり詳しい人もいると思うんですけども、底上げという意味でみんなでちょっと1回勉強してもいいのかなと思って提案いたしました。

○中里委員長 ありがとうございます。

4つ研修テーマ挙げていただきました。全てできるかどうかあれでございますけれども、こちらについても正副のほうに一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

続きまして、(7)本会議における議員間討議についてに入りたいと思います。

こちらは、まず最初に事務局から説明をお願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 資料のほうお送りさせていただきました。

議員間討議、本会議での御提案を今回の定例会

議のところでいただきまして、そもそもということから議員間討議の確認とあと先進事例なんかもちよっとまとめましたので、確認できたらと思っております。

まず議員間討議とはということで、こちらも本市でも議会基本条例で制定をされていて、議論を深めることにより意見を集約、政策提案を行うことで市政に民意を反映させるということを目的としております。

続いて、2番目の例規上どうなのかということですが。まずは市議会基本条例の第12条第2項になります。議会は、本会議、委員会及びその他の会議において云々議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとするというふうな規定がございます。

続きまして、市議会議員間討議実施要項、こちらの第3条になります。議員間討議とはということで、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに協議の場において行うことができるというふうな規定となっております。こちらについては、今年の3月の定例会議においてこのように改正をしているという状況になります。

そして、3番です。下のほうです。これまでの取組ということで、導入当初平成28年にさかのぼります。このときには常任委員会のみで議員間討議を試行的に行ったというのがスタートになります。当時は執行部の議案の説明、そして質疑を行いまして、質疑が終了した後、一度執行部の方に退席いただいて、議員間討議を行いました。それが終わりましたらまた執行部に戻っていただいて討論、採決というふうな流れで当時は行われておりました。一応時間のほうも15分以内と定めていたようです。

令和2年から現在と同じように質疑の途中で議員間討議を行いまして、執行部が入ったまま行うような今のスタイルに変わっております。

次のページ御覧ください。

4番、本会議実施の他市の例ということで、別の資料になります。今日お送りさせていただいたこちら令和3年度の全国市議会議長会の集計結果となっております。ちょっと令和3年が最新データになっておりまして、まだ令和4年出てないんですけども、今の最新でいいますと、まず20－3議員間討議の実施状況ということで、本市と同じ10万から20万未満の市は140市ございます。そのうちの62市、全体でいうと41.6%がこれは本会議だけではなく、議員間討議を実施しているのは全体の約42%ぐらい62市が行っているという状況です。

さらにその下段になります。議員間討議を行った会議の種類になります。

また、左側の人口10万から20万未満、先ほどの62市のうち議員間討議を行っている62市のうち右側にまずご覧いただいて、本会議で実施を行っている市は2市のみです。続いて、委員会で行っているのは57、協議の場は10というふうな形になっておりまして、本会議で実際本市と同じレベルの市議会で本会議で議員間討議を行っているのは2市だけというふうな状況となっております。

続きまして、先ほどの上段に書いてあります本会議の実施の例というのは、ここに先ほどの2市しか行ってないです。一応全国市議会議長会に確認をしました。その2市はどこなんですかということで、茨城県の取手市と三重県の松阪市の2市が本会議で行っているということでした。

会議録なんかもずっと追ってみたんですけども、実は取手市は令和3年に1定例会だけしか行ってない、試行的に行ったというものでした。松阪市のみが継続して行っているというようなのがございましたので、今度この5番目の三重県松阪市の例ということで、こちらがちょっと議事録に

なります。

松阪市でも令和2年6月、9月、12月に実施した経過がございます。令和3年以降も制度として、会議録のほうの議員間討議はございますか、通告はありませんとかという、議員間討議自体は本会議で導入はしているんですけども、そもそもが通告で行っておりまして、通告がないために議員間討議を令和3年度以降は松阪市では実施していないというような結果でございました。

松阪市どんなふうに行っているんでしょうということで、本会議前には議員間討議を行う方の通告を受け付けているそうです。その受け付けた内容について本会議の最終日におきまして委員長報告、それに対する質疑、そして通告があった議員と他の方の議員間討議を行うと、そしてそれに対するまた反対討議とか反対討議というんですか、御自身のまた思いを表明する討議をする方がいらっしゃればまた討議をする、それが終結した後に討論、採決というような流れになっております。

もうちょっと細かく見ますと、この後の議員間討議、請願について松阪市行っていたんですけども、委員長報告、質疑が終わった後に議員間討議を行いますと、まずは通告を行った議員さんが行います。何番誰々議員、御自身のところでお考えをまず述べていただく、問題点の提起をする、それに対する今度は議長のほうからまた別な討議はございますかということで、手を挙げた議員さんがいらっしゃればその方から討議のお話をさせていただく、この請願については、委員会の委員長さんがまた討議をされていまして、委員会での経過の説明、問題点への御自身の考えというのを説明し、討議の手を挙げる方がいなかった、もうほかにございませんかということで、議員間討議を終わりますというふうな流れになっております。

一応事務局のほう松阪市さんのほうにちょっと

私のほうで内容をちょっとお聞きをしました。通告はいつまでにやるんですかということで、最終日にしか実はこの議員間討議、本会議で行わないので、本会議の最終日の前日お昼までに通告をした方に限定したと、なおかつその通告があった内容をサイボウズでこういう通告がありましたよというのを議員さんにお渡ししているそうです。先例などの決まりはあるかということですが、通告のようです。

本会議は、委員長報告するものだけにしか求めてないんですかというふうなお話の中では、最終日に即決議案で出たものについても一応できるようにはなっていますよと、ただ通告をしてないと。

最後次のページの一番上なんですけれども、現実的に令和2年しかやってない、令和2年6月、9月、12月しかやってないので、何でそこまでなんですかというふうなお話をちょっと聞いた中では、委員会のほうの委員間討議は通告がないのでやりやすいですと、本会議については通告制としている点もありますし、後は討論の前にやる、討論と討議のやはりすみ分けというんでしょうか、討議もお1人だけ通告しているので、そのもう1人通告をして討議をする方がいらっしゃればいいんですけれども、一方的な主張しか話さないと御自身の意見を述べて終わりという形になってしまって、討論と討議というもののすみ分けがちょっと難しいのかなと、そういったこともあってちょっと活用が余り図れていないものが現状あるかもしれないですというふうなお話がありました。

まずは議員間討議、本会議での取組についてまとめたものを御紹介してまいりました。

議運としては、今後本会議のほうで本市でも導入を検討していくのか、するとしたらどんなふうにやっていくのか、そういったところの御議論が必要になってくるかなと考えてございます。

以上になります。

○中里委員長 ただいま係長のほうから説明がございました。

本市の現状の例規の確認とそれから他市の議員間討議の状況ということで説明がございました。

今後導入をするのかどうか、また導入する場合はどのように検討、どのように行うか、検討していきたいというふうに思っております。次回各委員の意見をいただきたいというふうに思いますので、御検討いただければというふうに思います。

今の現時点で説明に対して質疑、御意見等がございますか。

森本委員。

○森本委員 松阪市で通告制で討議をやっているということなんですけれども、最初に討議出した人は通告していますよね。2人目の討議、3人目討議する人は通告ではないですね。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 お見込みのとおりで、2人目以降は通告はなしなんです。その場で……。

○森本委員 だってそれ聞かないとできないですよ。

○長岡議事調査係長 そうなんです。

○中里委員長 ほかございますか。

相馬委員、どうぞ

○相馬委員 そうすると松阪市では1人の発言時間、それから発言回数等そういったものの決まりはあるのでしょうか。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 細かいところまで全部聞いてないので大変申し訳ないんですけれども、ただ先例の中で決まっているのってどんなのがあるのですかというお話の中では、通告の日が前日12時までですよというふうなお話だったので、基本的にはその時間ですとか回数というものの制限はな

いのではないかなと、先例とかにはそこら辺の説明がなかったの、ないのではないかなとちょっと想定しております。

以上です。

○中里委員長 ほかございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 今後導入するかどうか、導入する場合にどういうふうに行うのか検討していきたいというふうに思いますので、次回以降各委員から意見をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 導入するかどうかという議論だという話だったんですが、議会基本条例に議員間討議を行うというふうになっているので、導入するかしないかという議論になるのであればもうこれまで本会議で議員間討議ができるというふうになっているので、導入しないよという判断をするということはどうなのかなと思いますので、どういうふうにするかということになるのではないかなと思うんですか、どうなんでしょう。条例を改正してやらないという形になるのかどうかのちよっとその辺をまず考え方を説明してください。

○中里委員長 すみません、相馬委員、私の言い間違いでございます。

何かそのほか御意見等ございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、次回以降、各委員に御意見いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時41分

○中里委員長 暫時休憩を閉じて会議を再開したいというふうに思います。

(7)については、閉じたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 では、(8)生成AIのガイドライン策定についてに入りたいと思います。

こちら最初事務局から説明をお願いいたします。係長。

○長岡議事調査係長 すみません、資料はないです。すみません。

さきの8月3日の会派代表者会議の中で御議論いただきました中では、やはり先ほど副議運長からお話があった生成AIですね、ChatGPT等の利用というのが今後議会も進んでいくだろうと、ただそれに合わせてやはり情報漏洩とかそういう危険性を考えると、ガイドラインの策定というのも一方で必要、活用のほうも必要だけれども、規制という部分も必要ではないかと、そういうお話をしていただきまして、議会の運営についてということで議運のほうにガイドラインの策定について諮問をするというような決定をいただきました。ということで、議運のほうで今後取り扱って検討いただければと考えてございます。

しかしながら、本日も電子黒板の御報告今回いただいたわけですが、デジタル関連という部分もございまして、議会活性化特別委員会さんのほうでまた御議論いただいて、それをまた議運のほうでまたそういう流れではどうかと、再度諮問をする、活性化のほうに諮問するという方向性ではどうかというふうな提案でございまして、よろしくお願ひします。

○中里委員長 説明ありました。ありがとうございました。



8月3日の会派代表者会議で生成AIの、生成AIといってもいろいろなものがあるんですけども、そういったものをなるべく今後活用していくという方向にいくと思うんです。いくとは思うんですけども、まだしかしながら、国のほうでもその活用に関して個人情報が含まれていたりとかそういった危険性もあるというのも一方である中で、今後ガイドラインの策定が必要ではないかというふうな話がありました。

ということで、デジタル関連の活用の範囲であるので、議会運営委員会として取り扱いながらも、議会活性化委員会のほうに特別委員会のほうに諮問したいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○森本委員 情報漏洩で個人情報というのは、それというのはChatGPTとかで生成AIで例えば個人情報の確保、運営会社が個人情報が伝わっちゃう可能性があるとかそういう話。

○中里委員長 もあるだろうし、例えば一般質問でのどういうふうな使い方が望ましいのか、ちょっと私もまだその辺は。

係長。

○長岡議事調査係長 森本委員のお見込みのとおりで、例えば市の情報をChatGPTに入れますと、ChatGPTのデータとしてそれがまた格納されると、それをまた別な人に勝手に使われるというような情報漏洩の可能性があるというふうに伺っておりますので、さらにガイドラインが必要なのではないかと思えます。

○中里委員長 ということで、議会活性化検討特別委員会のほうに諮問したいというふうに考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 よろしくお願ひします。

(8)は閉じたいというふうに思います。

では、(9)その他に入ります。

皆さんから何かその他でございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中里委員長 なければ、事務局でございますか。係長。

○長岡議事調査係長 それでは、次回の議会運営委員会の開催日時なんですけれども、9月22日本会議最終日になります。22日金曜日、終わりました後、本会議があった後、広聴広報が予定がありまして、それが終わりましたらおおむね2時以降に議会運営委員会の開催をお願いできればと思っております。

以上となります。

○中里委員長 ありがとうございます。

9月22日恐らく午後2時以降に開催するというところでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○中里委員長 以上で本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時46分